

南相馬市ふるさと応援寄附条例施行規則

平成20年10月10日規則第25号

改正

平成25年1月25日規則第2号

平成27年3月31日規則第24号

平成28年2月2日規則第3号

南相馬市ふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市ふるさと応援寄附条例（平成20年南相馬市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 条例第3条第1項に規定する市長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 相馬野馬追に関する事業
- (2) 子供の教育など次世代育成に関する事業
- (3) 小高区などの震災からの復興に関する事業
- (4) まちづくりに関する事業（地縁的団体やNPO法人等市民活動団体への支援など）
- (5) その他市長が必要と認める事業

(寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金の受入れは、南相馬市ふるさと応援寄附申込書（様式第1号）により、随時行うものとする。ただし、市長は、事情により、他の方法により寄附金の受入れを行うことができる。

2 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められる場合
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に認める場合

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の管理)

第4条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、南相馬市ふるさと応援寄附金台帳（様式

第2号)を整備するものとする。

(寄附者への報告)

第5条 市長は、条例第7条に基づき基金の処分を行った場合は、寄附者に対し、当該基金の事業への充当結果を報告しなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 条例第10条の規定による運用状況の公表は、寄附の受入れ状況、処分の状況その他必要な事項を市広報紙等に掲載することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年1月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月2日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の南相馬市ふるさと応援寄附条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の寄附から適用し、同日前の寄附については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)